

再発防止計画について

～武雄市ふるさと納税業務～

令和4年 3月

武雄市企画部企画政策課

● 目次

1	はじめに	1
2	武雄市ふるさと納税業務について	1
	(1) 受託事業者（民間事業者）の選定について	1
	(2) 返礼品提供事業者について	1
	(3) 返礼品の採用について	1
	(4) 担当課（企画政策課）の業務について	2
3	今回の事案について	2
	(1) 武雄市ふるさと納税業務受託事業者について	2
	(2) 配送できなかった返礼品について	2, 3
	(3) 配送できなかった返礼品提供事業者について	3
	(4) 遅延の状況について	3, 4
	(5) 市の遅延に対する対応について	4
	(6) 遅延、配送できなかった原因について	4, 5
	(7) 返礼品の採用の経過について	5
	(8) 武雄市議会への説明、対応について	5
	(9) 株式会社大平商会に対する損害賠償請求について	5, 6
4	寄附者の対応について	6
	(1) 寄附者への対応方針について	6
	(2) 寄附者に対しての提案内容	6
	(3) 寄附者の対応について	6
	(4) 現在の寄附者への対応状況（令和4年1月末現在）について	6, 7
	(5) 寄附者からの損害賠償請求について	7
5	武雄市ふるさと納税業務委託に関する調査特別委員会における調査 事項問題点、意見について（調査報告書抜粋）	7～12
	1 調査の趣旨（P7） 2 調査特別委員会の設置（P7） 3 調査事件（P8） 4 委員会等の開催状況（P8, 9） 7 調査内容と結果（P9, 10, 11, 12）	
6	武雄市のふるさと納税業務における再発防止策について	12, 13
7	おわりに	13
	参考資料	14

1 はじめに

令和2年度武雄市ふるさと納税業務において、ふるさとチョイスにて寄附を募集した返礼品うち、令和3年度に配送する予定であった返礼品（令和2年度産さがびより1.5kg、佐賀産和牛切り落とし1.2kg、佐賀産和牛・九州産黒毛和牛切り落とし1.6kg）について、配送の遅延が発生、また返礼品を送ることができないという事態が発生した。

返礼品提供事業者において返礼品の調達が思うように出来ず、寄附者へ配送することが出来なくなったことが原因である。

武雄市は、本業務を、榊大平商会に委託していたが、令和3年8月31日に契約を解除し、寄附者の対応、代替品の発送等の業務を行っている。

武雄市議会においても、業務に関し、違法性並びに不適正の事実の有無、真相究明の検証が行われたところであるが、武雄市として、今後二度とこのような事が起きないように寄附者や市民の信頼回復に努めるために、再発防止計画を策定し全力で取り組むものである。

2 武雄市のふるさと納税事業について

平成28年10月より民間事業者にふるさと納税業務を委託してきた。

受託した民間事業者は、寄附の募集に係る返礼品の提案、調達、配送指示、返礼品提供事業者や寄附者の対応、寄附の手続きなど、ふるさと納税に関する一連の業務を行ってきた。

現在、ふるさとチョイス、ふるなび、楽天、ANAの専用サイトに返礼品を掲載し、寄附金を募集している。

(1) 受託事業者（民間事業者）の選定について

本事業の業者選定にあたっては、武雄市工事等の契約に係るプロポーザル方式実施要綱（平成26年3月31日告示第42号）により、「業務の性質又は目的が競争入札に適しないと認められる場合に、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、複数の者に提案を求め、総合的な見地から判断して最適な受託者を選定するプロポーザル方式」を採用し、市職員で構成する選定委員会において業者の選定を行った。

(2) 返礼品提供事業者について

返礼品提供事業者は、受託事業者を経由して、市へ登録申請を行う。その場合は、登録申請書、暴力団排除に関する誓約書、個人情報取り扱いに関する宣誓書、事業者概要等の提出、市税の滞納がないことの証明書の提出を求めている。

(3) 返礼品の採用について

返礼品提供事業者が新規返礼品の提案を行う場合、提案書（返礼品規格、価格、送料、原材料等の明記）を、受託事業者を通し、企画政策課に提出することになっている。新規の返礼品の取扱いについては、提案書に基づき企画部長・企画政策課長、企画整係長の3名で書類審査を行っている。

(4) 企画政策課の業務について

ふるさと納税業務に関する事務は、市企画政策課にて所管している。
具体的な業務は以下の通りである。

- ・委託事業者の選定事務
- ・委託事業者との契約事務
- ・新規返礼品の審査事務
- ・ふるさと納税管理システム上における寄附受付・配送状況の確認
- ・受託事業者への委託料支払い事務（毎月）
- ・返礼品代等の支払い事務（毎月2回、受託事業者へ支払い）
- ・各サイト、決済等のシステム利用料・手数料等の支払い事務
- ・その他、ふるさと納税に係る事務

3 今回の事案について

(1) 武雄市ふるさと納税業務受託事業者について

平成元年6月1日より㈱大平商会が本業務を受託していた。

受託事業者の選定にあたっては、5名の市職員で構成する選定委員会において選定を行った。

受託以降は、年度ごとに業務委託契約を締結している。

委託業務内容は、寄附の募集や受付、返礼品の開発や調達、配送指示、寄附者の対応、寄附の手続き等、ふるさと納税に関する一連の業務である。委託料、寄附額の8.8%を委託料（消費税及び地方消費税含む）としており、月毎の寄附額の8.8%相当額を、翌月に支払っていた。

今回の事案に関し、返礼品の遅配や返礼品事業者の管理が十分になされずに、返礼品を送ることが出来ず、また寄附者の対応も十分ではなかったため、令和3年8月31日をもって業務委託契約を解除している。

受託事業者 武雄市北方町大字志久1246番地
株式会社 大平商会 代表取締役 田中 大志朗

(2) 配送できなかった返礼品について

発送が遅延している返礼品（令和3年7月30日現在 26,847件）

- ①令和2年度産さがびより 15kg 11,915件（寄附総数19,482件）
- ②佐賀産和牛切り落とし 1.2kg 13,869件（寄附総数33,944件）
- ③佐賀産和牛・九州産黒毛和牛切り落とし1.6kg
1,063件（寄附総数 3,043件）

遅延及び配送できなかった3つの返礼品については、10,000円の寄附額で募集した。「令和2年度産さがびより15kg」については、3月末より順次発送という条件を明示して寄附募集サイト（ふるさとチョイス）に掲載していた。

また、「佐賀産和牛切り落とし 1.2kg」については9月より募集を開始し、募集時期により30日から150日以降に順次発送という条件を明示して寄附募集サイト（ふるさとチョイス）に掲載していた。

「佐賀産和牛・九州産黒毛和牛切り落とし 1.6kg」は、12月9日より12月29日迄の期間で募集を行い、3月下旬以降に順次発送という条件を明示して寄附募集サイト（ふるさとチョイス）に掲載していた。

（3）配送できなかった返礼品提供事業者について

- ① 令和2年度産さがびより 15kg
佐賀市大財1-6-68 株式会社 Saga グル 代表 野中彰二

実際の返礼品の調達、配送業務は、(株)Saga グルから業務を委託されアースグロー(株)が行っていた。その実態は、遅延が発生した5月中旬ごろ把握した。

- ② 佐賀産和牛切り落とし 1.2kg
- ③ 佐賀産和牛・九州産黒毛和牛切り落とし 1.6kg

佐賀市田代2丁目2番32号 アースグロー株式会社 代表 小川太志

平成28年10月14日から令和元年5月31日の期間は、旧社名(株)ジッパーとして、本市のふるさと納税業務を受託していた事業者である。旧社名(株)ジッパーであった平成31年に、直方市において返礼品の配送が遅れ、最終的に884件3095万4千円分の商品券を代わりに送っている。同時期に本市においても家電など一部の商品で遅延が生じていた。

本市においては、(株)Saga グル、アースグロー(株)の2社は、武雄市への全体返礼品件数に占める割合も高く、令和2年度においては、全体寄附件数に対し約84%、全体寄附額に対し約64%を占めていた。

（4）遅延の状況について

- ① 「さがびより15kg」については、3月下旬より随時発送することを明記して寄附を募集した。4月2日に配送計画が提出されたが、4月中旬になっても予定通り配送されていないことに市が気づき、5月の連休明けに説明を求めたところ、全量を確保されていないという事実が判明した。市としては、早急に確保し配送す

るよう指示を行ったが、令和3年6月28日に、全量が確保できない旨の書面を㈱大平商会より出された。また、同時に武雄市においても米の確保について他の県内事業者にお問い合わせしたが、3,000円以内で納入できる事業者は見つからなかった。

② 「佐賀産和牛1.2kg」については、9月より寄附を受け付け、随時発送が行われていた。出荷計画において、翌年3月に出荷ペースが落ちてきたので、㈱大平商会へ確認し、4月に配送計画を提出させた。3月末までは、出荷開始時からの累計カウントからすれば、出荷計画より上回っていた。その後の4月以降、出荷ペースが伸びることはなかった。以降、数回にわたり大平商会より配送計画が出されるが、計画どおりに配送されず、配送管理を適正に行うよう指導し、改めて配送計画が出されるということが繰り返された。

③ 「佐賀産和牛・九州産黒毛和牛切り落とし1.6kg」については、3月下旬から順次発送する計画であったが、計画通りに配送されなかった。

(5) 市の遅延に対する対応について

本件については、企画政策課より副市長へ、4月下旬に「佐賀産和牛1.2kg」、5月中旬に「さがびより1.5kg」の配送状況等を報告、5月下旬には市長に状況報告し、遅延の解消に全力で努めるよう指示を受け、㈱大平商会に業務改善の要請を行い、6月下旬には記者会見の開催を検討していたところであった。記者会見を開催するにあたり、配送することが出来ない数を確定し、寄附者に謝罪する必要があるため、㈱大平商会に配送出来ない寄附者を確定するよう、早急に回答を求めていたところである。

7月15日に報道A社より遅延に関する取材を受け、同日夕方のテレビニュースで報道された。翌16日に記者会見を行った。㈱大平商会より発送できない分の回答もなく、7月19日発送分をもって㈱Saga グルとアースグロー(株)が取扱う米、肉等の返礼品の発送を中止した。

(6) 遅延、配送できなかった原因について

寄附件数に見合う安定した数量確保が調達できなかったことが、遅延の原因である。「さがびより1.5kg」については、返礼品提供事業者において全量を確保ができておらず、仕入れ先を探しながら調達している。また、調達後の精米に時間がかかるという説明を受けた。

佐賀産和牛・九州産和牛については、その都度買い付けているが、加工に時間がかかるという説明を受けた。また、アースグロー(株)から、経営が厳しく、思うように買い付けができていないという説明を受けた。

アースグロー(株)から、対象品目の調達費用等の1/2以内を補助する令和2年度品目横团的販売促進緊急対策事業(地域の創意による販売促進事業)補助金の活用を見

込んで調達費用を設定しており、令和2年10月8日に、農林水産省へ補助金を申請したが、効果が薄い等の理由により、12月22日付で不採択となったという説明を受けた。

(7) 返礼品の採用の経過について

返礼品については、ふるさと納税受託事業者を通じ、返礼品提供事業者から提案を受け、市担当者（企画部長、企画政策課長、企画調整係長）で選定に係る審査を行い、採用を決定している。

「令和2年度産さがびより」については、(株)大平商会を通じ、(株)Saga グルより「令和2年度産さがびより10kg」の提案を受け、令和2年11月6日より、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に掲載していた。その後、(株)saga グルの提案により、12月2日からは数量を上げ「さがびより12kg」、12月18日からは更に数量を増やし「さがびより15kg」として寄附を募集した。当初、15kgの採用については、返礼品提供事業者より、「米は300t確保している。想定より数量が出ていないので、在庫になるより、年末企画として掲載したい、返礼品価格は3,000円以内で大丈夫である。」という説明を受けた。また他の自治体でも同量を同寄附金額で出品されていたため、実際に取り扱いが出来るものと判断し、採用を決定した。

また、佐賀産和牛切り落とし1.2kgについては、(株)大平商会を通じ、アースグロー(株)からの提案を受け、令和2年9月1日から令和3年3月12日の間「ふるさとチョイス」に掲載し、寄附を募集した。他の自治体も同量で募集を行っており、取り扱いが出来るものと判断し、採用を決定している。

(8) 武雄市議会への説明、対応について

- ・ 7月16日 議長報告
- ・ 7月28日 総務常任委員会 返礼品遅延の経過報告、対応方針案について
- ・ 7月30日 全員協議会 今後の方針案を伝える。謝罪、契約解除の方針
- ・ 8月10日 全員協議会 代替の返礼品について
- ・ 8月27日 全員協議会 (株)大平商会との契約解除について
今後の寄附者への対応について説明

(9) 株式会社大平商会に対する損害賠償請求について

令和3年12月1日に(株)大平商会に対し、令和2年度に支払った委託料のうち不履行となった分に相当する額及び令和3年度委託契約に基づく違約金として、38,078,803円の支払いを求めている損害賠償については、支払期限当日（平成3年12月28日）までに支払われなかった。

(株)大平商会が依頼した弁護士から、12月28日付文書にて、1月20日迄の猶予が求められ、その後1月18日付文書にて、契約等に関する問合せがあった。

武雄市としては、2月17日付けで、榑大平商会在が依頼した弁護士に対し説明を行う文書を送付し、2月28日までに速やかに損害賠償の支払うよう求めた。期日までの支払いが確認できなかったため、提訴する手続きを進める。

4 寄附者への対応について

(1) 寄附者への対応方針について

返礼品の調達費用は、地方税法第37条の2第2項第1号において寄附金額の3割以内の金額と定められている。

7月30日に市長、担当者が総務省を訪問し、返礼品については、法律を遵守し寄附金額の3割以内とするよう指導を受けた。武雄市としては、法令を遵守し、寄付金額の3割以内で調達できる代替品の提案、寄附金の返還を希望される方には、全額を返還する方針とした。

(2) 寄附者に対しての提案内容

基本代替品として、「令和2年度さがびより1.5kg」は、「令和3年度産さがびより新米9kg」、「佐賀産和牛切り落とし1.2kg」は「佐賀産黒毛和牛（佐賀牛、佐賀産和牛）切り落とし500g・佐賀産豚切り落とし700g」、「佐賀産和牛・九州産黒毛和牛切り落とし1.6kg」は「佐賀産黒毛和牛（佐賀牛、佐賀産和牛）切り落とし400g・ありたどりモモ1kg」を提案。他にも市の特産品17品を市内事業者の協力により、代替品として提案した。

「令和3年度産さがびより新米9kg」については、10月末に米の価格が決定され、想定より安く手配できたため、10kgを送付している。

寄附金の返還を御希望される方に対しては、全額を返金している。

(3) 寄附者の対応について

寄附者の方へのお知らせについては、文書の郵送、電子メールにて行っている。また、電話や電子メールによる問い合わせは、随時対応している。

- ・ 7月17日 記者発表を受けて該当寄附者へお詫びのメール発送
- ・ 7月19日 メール不達の寄附者へ、お詫びの文書発送。
- ・ 8月16日 該当寄附者へ状況報告のメール発送
- ・ 9月14日 該当寄附者へお詫びと返礼品の案内文書を郵送
- ・ 10月14日 代替品、寄附金の返還等の意向についての再確認をするための文書を郵送
- ・ 2月18日 態度保留の方等への再度の文書郵送

(4) 現在の寄附者への対応状況（令和4年2月末現在）について

- ①寄附金の返還対応件数 2,881件 (10.73%) (返還済 2,878件 (99.89%))
- ②武雄市から提案した基本の代替品対応件数 20,622件 (76.81%)

- ・令和4年2月以降の配達を希望されている方以外については、ほぼ発送を完了している。
- ・発送したものの長期不在や住所不明等で配達完了していない方や、発送後に寄附金の返還を希望される方などもあり、その数等について精査し、今後、再度発送予定。

③その他の代替品対応件数 3,153件 (11.74%)

- ・市から提示した基本の代替品以外、市内の特産品17種類の代替品から選択されたもの
- ・令和4年2月以降の配達を希望されている方以外については、ほぼ発送を完了している。

④返礼品受取辞退 32件 (0.12%)

⑤未対応 159件 (0.59%)

- ・納得いかないという意見をいただいている方、態度保留中の方、連絡がつかない方など、対応ができていない方。96人。

(5) 寄附者からの損害賠償請求について

令和3年(ハ)第1481号 損害賠償請求事件については、現在、係争中である。

- ・令和3年10月27日 訴えの提起 (さいたま簡易裁判所)
- ・令和3年12月15日 第1回口頭弁論
- ・令和4年1月31日 本件のさいたま地方裁判所への移送決定
- ・期日未定 第2回 口頭弁論

5 武雄市ふるさと納税業務委託に関する調査特別委員会における調査事項問題点、意見等について (調査報告書抜粋)

1 調査の趣旨

ふるさと納税委託業務に関し、違法性ならびに不適正の事実の有無及び真相究明の検証を行う。

2 調査特別委員会の設置

(1) 設置決議 令和3年9月定例会

地方自治法第100条第1項及び同法98条第1項の規定による調査権を持った「ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会」を設置し、同特別委員会に委任した。

(2) 委員会の定数 10名

3 調査事件

遅延が発生したふるさと納税委託業務等に関する調査について

4 委員会等の開催状況

- (1) 第1回ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会
 - ① 開催月日 令和3年10月1日（金）午後12時23分開会
 - ② 協議内容・決定事項等 正・副委員長の選任

- (2) 第2回ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会
 - ① 開催月日 令和3年10月8日（金）午前10時開会
 - ② 協議内容・決定事項等
今後の協議方針 関係機関への質問事項の提出日と記録の提出要求を決定

- (3) 第3回ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会
 - ① 開催月日 令和3年10月18日（月）午前10時開会
 - ② 協議内容・決定事項等
プロポーザル選考委員へ参考人としての聞き取りの実施
記録送付要求に基づく執行機関の説明と参考人としての聞き取りの実施
受託業者の証人喚問することを決定

- (4) 第4回ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会
 - ① 開催月日 令和3年10月26日（火）午前10時開会
 - ② 協議内容・決定事項等
証人尋問での宣誓拒否、その後、質問事項のみなら宣誓し証言をされると言われたが、委員はそれ以外の質問もたくさん考えられており、合意に至らず、流会となった。

- (5) 第5回ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会
 - ① 開催月日 令和3年11月1日（月）午前9時開会
 - ② 協議内容・決定事項等
再度、受託業者の証人喚問をすることを決定。
その後、執行機関の説明と参考人としての聞き取りを再度実施し、追加質問を行うことを決定。

- (6) 第6回ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会
 - ① 開催月日 令和3年11月5日（金）午前10時開会
 - ② 協議内容・決定事項等
証人の証人尋問での宣誓を再度拒否、再三の要求にも応じなかったため、地方自

治法に基づき宣誓拒否で「告発」することを決定。

執行部の関係者3名に対し、契約、契約保証金、決裁区分等について追加質問
次回、委員会報告の取りまとめをすることを決定

(7) 第7回ふるさと納税委託業務に関する調査特別委員会

- ① 開催月日 令和3年12月1日（水）午前10時開会
- ② 協議内容・決定事項等

副市長、企画部長に対して契約保証金、決裁区分等について追加質問。
市長に対して意見聴取を行い、調査を終了した。

7 調査の内容と結果

(1) 調査事項の現状

- ・ 特別委員会での調査に際し、最初に特別委員会では、執行部へプロポーザルに関する記録、委託契約に関する記録、遅延に関する記録を要求することに決し議長に申し入れました。
- ・ 令和元年度に行われたプロポーザルによる選定委員会の委員に対して、参考人として当時の5人の委員にそれぞれの考えを確認しました。それによると選考は、当日のプロポーザルの資料とプレゼンテーションのみで行われており、実績はなかったものの地元事業者としての評価が高く、市内に会社設立してあり税収が見込める。地域への貢献や雇用が生まれることを期待したとのことでした。また、見積書の金額が安いことも高評価の要因になったとのことでした。ただ、当時の従業員は一人ということでした。
- ・ 選定にあたっては、採点方法の説明はあったが、事前の意思統一等は行っていないし、基本方針もなかったということでしたが、5人の評点は一律に、業務実績は低かったものの、業務内容の提案や見積額が高い傾向で付けられていました。合わせてプロポーザルの時点では、こういう事態になる事は想定できなかったと回答されました。
- ・ 次に選考委員会の委員の選考については、平成28年に最初のプロポーザルが行われており、令和元年についてもその時と同じようなメンバー構成にしたということでした。これについては、文書処理の際に部長決裁で処理されていましたが、委員から市の事務決裁規定では、副市長までとなっていることを指摘され、その後、改めて確認を行ったところ決裁区分を失念していたことを認められました。
- ・ 契約保証金については、令和2年度分は徴収をされていますが、令和3年5月31日に返金されていました。その後、令和3年度は免除となっております。これについて委員からは、5月以降に遅延が発生していたのに2年度分の返金はすべきではなかったのではないかと。また、こういう状況なのに3年度分がなぜ免除となったのかという質問があり、これに対しては3月に入り出荷ペースが落ち込んだものの、それまでは早いペースで出荷されており、遅延という認識はなかった。また、大平商会在契約を履行しないということは考えなかったということであり、2年度分は出納閉鎖までに返金され、3年度分は、成果報酬型ということもあり、財務規則第120条第1項第8号の規定により

免除としたということでした。

- ・ 調査過程において出てきた委託業者と納入業者の契約状況や業務遂行状況などについては、「勝手に名前が使われていた」と市が把握していないことが浮き彫りとなりました。これについては、市としては直接の取引ではないため、委託事業者からの報告や請求内容を信用しており、それをもって処理していたということでした。
- ・ また、令和2年度分の不履行分の委託料の返還、それと令和3年度の違約金については一連の損害賠償として請求をするということでした。
- ・ 次に、委託業者の大平商会に記録の提出を求めていましたが、期限を過ぎても提出されず、事務局から催促したところ、証人喚問の前日になってから水害による書類の水没により提出できないと言われ、当日、議長宛てに関係書類滅失証明書が提出されましたが、水害により事務局が水没した形跡はありませんでした。
- ・ その後、第4回の特別委員会で委託事業者である大平商会の代表者を証人として招致しましたが、尋問に入る前の宣誓を拒否されました。理由は口頭では間違ったことを発言してしまい、偽証罪に問われる可能性や、商法の守秘義務違反に当たる可能性があるため質問、回答をすべて文書で行いたいと主張されましたが、本人が出席しているのに文書での回答はありえないことであり、法的にも認められないので許可されませんでした。また、文書で回答することの事前調整の申し出もあっておりません。その後、事務局から事前に質問の要旨として知らせていた質問事項のみなら宣誓をし、読み上げると宣言されましたが、その内容のみでは事実解明にはならないため許可されず、結果、証人尋問を行えませんでした。
- ・ 第5回の特別委員会で、再度、証人尋問を行うよう議決し、第6回の特別委員会で招致しましたが、証人は第4回同様、文書でのやり取りを希望しているため宣誓をしないと発言され、法的に認められないと伝え、複数回にわたり宣誓するよう述べ、宣誓拒否は民事訴訟法第201条第5項の規定によること、双方の合意なく一方的に書面での回答しかしないということは地方自治法第100条に規定する証言拒否に該当すると伝えられたものの、宣誓も口頭での証言も拒否されたため、拒否されたことを記録にとどめております。
- ・ 特別委員会としては、この結果を受け、地方自治法に基づき「証言拒否」として告発することを議決したところです。これにより11月30日の定例会本会議の中で「証言拒否」の告発をする議決をいただきました。
- ・ 受託業者である大平商会の代表者に、証言により最も質したかった質問内容は下記のとおりです。
 - ①佐賀産和牛1.2kg 県産和牛を含む牛肉1.6kg、さがびより15kgなどを返礼品とするキャンペーンは誰が企画をされたのか。他に誰が知っていたか。
 - ②納入業者と共同キャンペーンしたとすれば確実に返礼品発送ができると確信してのものではなかったのか。納入業者との信頼関係は。

- ③いつ遅延を把握し、どういった対応をしたのか。米の確保を含めて誰かにお願い、依頼をしたか。(遅延が発覚する前、後)
- ④今まで米1俵をいくらで調達してきたか。
- ⑤行政からの説明の中では、米は確保していたが、精米が間に合わなかったとも聞いた、と説明があつたが、確保していたのなら出来たはずではないか。
- ⑥請求があつた業者には、商品代送料等は確実にその業者に支払い、或いは振り込みはしていたか。
- ⑦エール補助金は誰からの情報か。補助金申請が不採択となつたと聞くが、その理由は、この補助金が採択されなかつたことと遅延問題との因果関係は。
- ⑧今後、武雄市より損害賠償請求があると聞くが、対応はどのようにするつもりなのか。

結果として、何も聞くことができず調査ができませんでした。

(2) 調査事項の問題点、意見

- ・ まず、プロポーザルの選考委員は、役所内の職員だけでなく外部の団体等からも選出すべきではなかつたのか。職員のみであつたために、画一的な判断に偏ってしまい、見逃した点や将来を見据えた判断ができなかつたのではないかと疑念が残る。地元にあるというだけで、業務実績のない新規参入の事業者の選定については、特に慎重を期すべきである。
- ・ また、選定委員を選考する際の決裁区分については明らかな過失であり、これについては執行部も認められており、謝罪はあつたものの事務処理の過程において最終判断者の権威は重要であり、あつてはならない重大なことである。今までもこのようなことがあつていたのでと思わざるを得ない。
- ・ 令和2年度の契約保証金は、出納閉鎖前に事業が完遂していなければ返金すべきではなかつたと思われる。事業進捗の遅れが出てきた時点で、業務管理やチェックを徹底して行い、その後の判断をすべきだった。また、人事異動による職員の交替で十分な事務引継ぎができていたとは言えず、前年度の事業進捗からみれば令和3年度の契約保証金も徴収すべきだったと考えるが、免除規定を適用したことは、判断が甘かつたと言わざるを得ない。
- ・ また、納入業者については市と直接の契約はないにしても、これだけの件数と金額になるものは、報告や請求内容だけでなく、業務の履行をきちんと把握しておくべきだったと考える。
- ・ 損害賠償請求については、契約解除後の8月からすでに4か月を経過しており、早急に行うべきであると強い意見が出ていたが、これについては、12月1日に請求され、12月28日を期限としているということであり、完納されることを望む。
- ・ ふるさと納税の納付先は武雄市であつて、返礼品事業を委託業者任せのような市の姿勢が遅延の要因となつたのではないかと考える。事業進捗の把握が十分ではなかつたことを踏まえると市としての責任は大きいと言わざるを得ない。

(3) 調査事項に対する改善意見

執行部にあつては、今後、プロポーザルによる業務委託等行う際は、事業のケースや必要に応じた委員の選定を行い、外部の意見も取り入れるようなシステムに改善をしていただきたい。特に業務委託であっても委託事業者の進行管理や進捗状況については常にチェックを行い、市民の皆様に疑惑が生じないよう、慎重に業務の遂行に当たっていただきたい。

6 今後の武雄市のふるさと納税業務における再発防止策について

武雄市では、今回の事案を受けて、ふるさと納税業務を見直し、令和4年度の体制見直しに向け、以下の取組みを実施する。

① ふるさと納税業務の実施体制を見直し、市直営で事業を実施

今回の事案を受けて、武雄市では、当面の間、民間事業者への業務委託を行わず直営で事業を実施する。今後、直営による業務が軌道に乗った後、将来的に業務委託も検討する。

市が直営で業務を行うにあたり、ふるさと納税本来の意義に立ち戻り、新たな市民参加型の方向性を検討していく。武雄市は、「ふるさと納税推進室」を設置し、寄附管理、発注、発送管理等の総合的業務を行う。返礼品提供事業者との関係性の強化、新しい返礼品の開発を行うために、関係各課、関係団体等との連携を強化する。また、定期的に情報交換、研修会を行う。

② 武雄市工事等の契約に係るプロポーザル方式実施要綱を見直し

武雄市議会により、業者選定に係るプロセス、選定方法についての不透明さに指摘がなされているが、選定の透明性を確保するために、ふるさと納税業務のみならず、市全体の事業に係る案件のプロポーザル方式による選定方法については、選定委員に学識経験等の外部委員を必ず任命するよう実施要綱を見直す。

③ 適正な事務の遂行

武雄市ふるさと納税業務委託に関する調査特別委員会において、プロポーザル選定委員を選考する際の決裁区分についての誤り、令和2年度の契約保証金の返金、令和3年度契約保証金の徴収についての免除規定を適用したことの判断の甘さ、また、人事異動による不十分な事務引継ぎ等が指摘された。

今後、事業の透明性の確保、適正な事業の遂行を行うために、組織として再発防止に努める。市全職員を対象に、リスクマネジメントの研修を継続的に実施し、職務の遂行責任や日々の指導などについて意識改革を行っていく。

④ 返礼品登録事業者の申請、確認方法を見直し

返礼品提供事業者を登録する場合は、登録申請書、暴力団排除に関する誓約書、個人情報取り扱いに関する宣誓書、事業概要等の提出、市税の滞納がないことの証明書に加え、新年度より新たに返礼品の基準や調達、製造等に関わる法令遵守に関する宣誓書の提出を求め、内容を審査する。併せて、虚偽の報告、重大な法令、基準等の違反は、登録を取り消した上で、一定期間復帰を不可とするなどの罰則を定める。

登録後は、定期的な現地確認やモニタリングを行い、法令・基準の遵守を徹底する。

⑤ 返礼品の採用に係る手続きの見直し

審査については、これまで企画部企画政策課内だけで実施していたが、返礼品の審査決定に係る審査員を増やし、返礼品採用におけるチェック機能を強化する。

返礼品提供事業者による新規返礼品の提案を行う場合、提案書（返礼品規格、価格、送料、原材料等の明記）、新年度より返礼品毎に基準、品質等の法令、基準等の遵守の自己申告チェックシートの提出を求める。また、必要に応じて現場確認を行う。

⑥ 武雄らしい魅力ある返礼品の開発

返礼品提供事業者の対応については、市が事業を直営で実施するにあたり、研修会等を開催するなど返礼品提供事業者との関係性を強化し、研修会の開催、新たな返礼品の開発や情報発信を行い、水害からの復興、市民所得の向上に努める。

7 おわりに

この度のふるさと納税に関する返礼品の遅延、不配の事案により、全国からご寄附をくださった皆様、市民の皆様や返礼品提供事業者の皆様、武雄市に関わるすべての皆様に対して、多大なご心配とご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんでした。

今回の事案により、このような事態が発生するリスクを防ぐためには、組織が一丸となって再発防止に努めることが重要です。今後は、市民や市議会の特別委員会、寄附者の皆様からのご意見を踏まえて、再発防止に向けて更なる取り組みを職員一丸となって実施していきます。また、取組は、できるものから取組み、必要に応じて随時見直しを行います。

今回の件について、失われた信用・信頼は計り知れないほど大きく、寄附者に寄り添った事業の実施、住民に寄り添った行政運営を誠実に実行していくしか信用・信頼を取り戻すことが出来ません。

このことを肝に銘じ二度とこのような事案を発生させないように、また市政に対する皆様からの信用・信頼を一日も早く取り戻せるように全力で取組んでまいります。

おわり

(参考資料)

① 武雄市ふるさと納税の寄附額の推移

平成 24 年	261,000 円 (5 件)	直営(返礼品なし)
平成 25 年	115,000 円 (5 件)	直営(返礼品なし)
平成 26 年	1,157,000 円 (27 件)	直営(返礼品なし)
平成 27 年	2 億 1323 万 5569 円 (13,744 件)	直営
平成 28 年	2 億 3662 万 7210 円 (14,782 件)	直営・10 月より業務委託
平成 29 年	6 億 5941 万 9772 円 (32,863 件)	業務委託
平成 30 年	19 億 7439 万 1174 円 (95,076 件)	業務委託
平成 31 年(令和元年)		
	4 億 141 万 9587 円 (15,092 件)	業務委託
令和 2 年	13 億 4614 万 5000 円 (82,560 件)	業務委託
令和 3 年	1 億 7000 万円 (4,500 件)	業務委託・9 月より直営

*R4.3 月末までの見込

② ふるさと納税業務委託料について

期間	委託料	受託者
平成 28 年度 10 月～	1252 万 2240 円	(株)ジッパー
平成 29 年度	6389 万 5016 円	(株)ジッパー
平成 30 年度	1 億 7041 万 5695 円	(株)ジッパー
平成 31 年度 4～6 月	749 万 4714 円	(株)ジッパー
令和元年度 7 月～	2888 万 1476 円	(株)大平商会
令和 2 年度	1 億 1845 万 6800 円	(株)大平商会
令和 3 年度 4～8 月	416 万 5629 円	(株)大平商会

② 返礼品提供事業者数、返礼品数の状況について

(1) 返礼品提供事業者数について

平成 28 年よりこれまでに返礼品提供事業者の登録された事業者数は 102 件であるが、その後、事業者の事情により出品されていない事業者もある。
返礼品を提供している返礼品提供事業者数は 70 事業所前後を推移している。

(2) 返礼品数の状況について

武雄市ふるさと納税返礼品として、取扱う返礼品数は、返礼品提供事業者の在庫や時期等により随時変動しているが、概ね 400 品前後を推移している。